

# 週刊 税のしるべ

第3663号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

## 主な記事

- 学校法人理事長への送金巡り判決 2面
- マイナポ連携の対応予定項目公表 2面
- 年収103万円境に就業行動に変化 3面
- 被扶養者認定の要件変更でQ&A 4面

## 人事院勧告で通勤手当の改正案

令和7年の人事院勧告で人事院は自動車等使用者に対する通勤手当について、民間での同支給状況を調査した結果を公表した。あわせて、人事院は同調査結果を反映した公務における自動車等使用者に対する通勤手当額の改正案を示した。7年度与

## 60〜100キロも距離に応じた手当額の新区分

現行の公務における「つき定められた。そして、非課税限度額が定めらる通勤手当額は平成26年度の調査に基づき、今年度の人事院の調査に基づき、自動車等使用者の通勤手当額をベースとして、今年度の人事院による調査に基づき

# 自動車通勤者の通勤手当の非課税限度額を引上げへ

## 公務における自動車等使用者に対する通勤手当額

| 距離 (片道) | 現行の 手当額 | 改正案の 手当額 |
|---------|---------|----------|
| 5km未満   | 2,000円  | 2,000円   |
| 5〜10km  | 4,200円  | 4,200円   |
| 10〜15km | 7,100円  | 7,300円   |
| 15〜20km | 10,000円 | 10,400円  |
| 20〜25km | 12,900円 | 13,500円  |
| 25〜30km | 15,800円 | 16,600円  |
| 30〜35km | 18,700円 | 19,700円  |
| 35〜40km | 21,600円 | 22,800円  |
| 40〜45km | 24,400円 | 25,900円  |
| 45〜50km | 26,200円 | 29,100円  |
| 50〜55km | 28,000円 | 32,300円  |
| 55〜60km | 29,800円 | 35,500円  |
| 60km以上  | 31,600円 | 38,700円  |

## 自動車等で通勤している人の通勤手当の非課税限度額

| 距離 (片道) | 1か月当たりの 限度額 |
|---------|-------------|
| 2km未満   | 全額課税        |
| 2〜10km  | 4,200円      |
| 10〜15km | 7,100円      |
| 15〜25km | 12,900円     |
| 25〜35km | 18,700円     |
| 35〜45km | 24,400円     |
| 45〜55km | 28,000円     |
| 55km以上  | 31,600円     |

公務における同通勤手当額の改正案が示されたこと、同改正案の内容をベースに同非課税限度額が見直されるものとみられる。現行の公務における自動車等使用者に対する通勤手当額と人事院が示した公務における同通勤手当額の改正案、現行の自動車等で通勤している人の非課税限度額(いずれも月額)は表(未満、以上は一部省略)のとおり。公務における同通勤手当額を現行と改正案で比較すると、10キロ未満では変更がなく、10キロ以上から最低200円から最高7100円の引上げを行うこととしている。改正案の内容は7年4月に遡及して実施する予定。

## 次号の予告

9月1日号では、特集・役に立つ消費税法務問答集を掲載する予定です。

## イデコ 拠出限度額の引上げは9年分から 厚労省がスケジュールを示す

厚生労働省はこのほど、同省ホームページで私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール(予定)を公表した。令和7年度税制改正大綱に盛り込まれ、今年6月13日に成立したいわゆる年金制

度改革法で法改正が行われたマッチング拠出イデコの加入者掛金の額、例えば企業年金の額が引き上げられる。イデコは加入者が拠出した掛金は全額が所得控除の対象となる。拠出時の所得税・住民税の大幅な節税が可能。その後も運用中は運用益が非課税で、受取時は年金として受け取る場合が雑所得、一時金として受け取る場合は退職所得に区分されるもの、年金なら公的年金等控除、一時金なら退職所得控除の対象となる。

イデコの拠出限度額は、これまで何度か引上げが行われてきた。それに伴い、加入者が伸び続けており、7年6月末時点で約369万人となっており、7年度税制改正大綱に基づき引上げは過去に比べても引上げ幅が大きく、これをきっかけに加入者が再び大きく増加することが見込まれる。

イデコは自分が拠出した掛金を自身で運用し、老後の資産を形成する私的年金制度。イデコの拠出限度額の引上げは7年度税制改正大綱の内容に基づく。例えば企業年金の額が引き上げられる。

イデコは加入者が拠出した掛金は全額が所得控除の対象となる。拠出時の所得税・住民税の大幅な節税が可能。その後も運用中は運用益が非課税で、受取時は年金として受け取る場合が雑所得、一時金として受け取る場合は退職所得に区分されるもの、年金なら公的年金等控除、一時金なら退職所得控除の対象となる。

読みたい記事がすぐに見つかる

### 税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

成松洋一 著 ▼A5判・950頁・定価6380円(税込)

### 十六訂版 圧縮記帳の法人税務

圧縮記帳制度は、税法独自の考えに基づき、極めて政策的かつ技術的に複雑な仕組みゆえに、なじみが薄く難解ですが、取引金額が高額な土地、建物の譲渡や保険差益についての課税制度の内容、取扱いについて、多くの具体的な設例や質疑応答、判例判決等を取り入れ、規定の趣旨や背景を踏まえて、実務と理論の両面から解説。前版(令和5年8月刊)以降の税制改正を踏まえて改訂。

笹島修平 著 ▼A5判・460頁・定価3630円(税込)

### 四訂版 Q&A知っていると役に立つ!! 資産税の盲点と判断基準

財産の相続贈与譲渡の各場面において、通常の課税関係とは異なる誤りやすい注意すべきケースをQ&A形式で具体的な事例を用いて解説。税法、その他関連法との関係や論点を横断的に解説し、各所に散在する類似する論点を比較できるように課税上の取扱いが異なる境界線とその判断基準を整理して体系的に記述。四訂版では、新たな論点として未分割財産に係る課税関係並びに相続発生時の個人事業者のインボイス等の手続き等を中心に解説。

富川泰敬 著 ▼B5判・720頁・定価3740円(税込)

### 7年版 図解 酒 税

「初学者でもわかる」をコンセプトに、図表やチャートも多く取り入れ、酒税法やその関連法令を習得できるよう編集。税務関係の実務や税理士試験対策にも最適。今版の改訂に当たっては、前版(令和5年8月刊)以降の令和5年10月に行われた税率改正及び発泡酒・新ジャンルの定義改正の内容、酒税法及び刑法等の法令並びに関係通達の内容を織り込み、また付録3「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達(様式編)」を追加改訂。

横山良和 著 ▼B5判・530頁・定価3520円(税込)

### 7年版 図解 会計基準

「PIS(メール方式)」により規定されている会計(処理)基準を実務家にわかりやすく体系的に理解していただけるよう図表等を多く用いて記述。また、実務において即活用できるような「企業会計基準」や「企業会計基準適用指針」並びに「実務対応報告」等を示すとともに、具体的な仕訳例を挙げながら最新の会計基準を収録して解説。

大蔵財務協会 編 ▼A5判・140頁・定価2640円(税込)

### 令和6年10月〜12月 裁判事例集 第137集

国税不服審判所が公表した令和6年10月から12月までの公表裁判事例を全て収録。過去の裁判事例集(第112集〜第136集)をバックナンバーを取り扱っています。ご希望の方は、弊会にお問い合わせてください。※年4回発行の為、定期購読(毎月)とも定価の1割引送料サービスをお勧めします。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001

大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!

<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 オフサイト

8年1月からマイナポ連携に対応予定の項目

| 対応予定項目   | 対応予定<br>保険会社・寄附団体   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>生命保険契約等の一時金の支払調書</li> <li>生命保険契約等の年金の支払調書</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>住友生命保険相互会社</li> <li>SOMPOひまわり生命保険株式会社</li> <li>第一生命保険株式会社</li> <li>日本生命保険相互会社</li> <li>明治安田生命保険相互会社</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書</li> <li>損害保険契約等の年金の支払調書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>東京海上日動火災保険株式会社</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>ふるさと納税以外の寄附に関する寄附金受領証明書</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定非営利活動法人国連UNHCR協会</li> <li>特定非営利活動法人国境なき医師団日本</li> <li>公益財団法人日本ユニセフ協会</li> </ul>                              |

# 給与等に該当、納税者が敗訴

学校法人理事長への送金の源泉所得税等を巡り地裁判決

納税者である学校法人が、学校法人名義の預金口座から当時の同学校法人の理事長が実質的に経営していた医療法人名義の口座に3回にわたって合計2億5000万円を送金し、その後すぐに同額が医療法人名義の口座から同理事長名義の口座に送金されたこと等を理由に、課税庁が送金された

## 各送金は理事長という地位に基づき支給

### 不規則、臨時的であり賞与と判断

本件学校法人は医療専門学校を経営している。理事長は設立時から令和3年8月までAが務めていた。本件学校法人の経営母体は3年8月にAが理事長を退任するとともにA以外の理事・評議員も大半が入れ替わることにより、Aから別会社に移った。これに伴い、本件学校法人は名称を更

平成29年11月16日、30年11月20日、30年12月25日にそれぞれ本件学校法人名義の口座から本件医療法人名義の口座に合計2億5000万円が送金された。各送金から4分49秒以内に行われ、Aの認識等からすると、各金員は本件医療法人を介し、本件学校法人からAへ資金を移動させたもの(送金②)。課税庁はAに支払われたものだと認定した。その上で、各金員は本件学校法人の理事長という地位に基づきAに支給されたものと認められ、所得

各金員は実質的に学校法人から理事長への給与等(賞与)に該当するなどと認定し、納税者に源泉所得税等の納付告知処分と重加算税の賦課決定処分を行った。これに対し、納税者が理事長への給与等には当たらないなどとして処分の取消しを求めていた事案で、東京地裁(篠田賢治裁判長)は6日、給与等に該当し、源泉徴収義務を負うとして処分を適法とする納税者敗訴の判決を下した。

判決で地裁は、各送金の経緯や送金①と送金②との時間的接近性ないし連続性、本件医療法人名義口座の残高の状況、Aの認識等からすると、各金員は本件医療法人を介し、本件学校法人からAへ資金を移動させたもの(送金②)は8月8日、送金された各金員が給

地方税制あり方検討会

## 8年1月から新たにマイナポ連携 4調書とふるさと納税以外の寄附金

国税庁は8日、令和8年1月からマイナポータル連携に対応予定の項目を公表した。新たに対象となるのは、生命保険契約等の一時金の支払調書など4調書とふるさと納税以外の寄附金で、対応予定の保険会社及び寄附団体も公表されている(表参照)。

対応予定の保険会社等は順次増加する予定となっており、最新のマイナポータル連携対応予定事業者については、国税庁ホームページで確認してくださいとしている。また、今回公表された対応予定の保険会社及び寄附団体は、現在対応に向けたシステム構築中のため、実際の運用時には変更となる場合があるとしている。

なお、生命保険契約等の一時金の支払調書及び生命保険契約等の年金の支払調書については、国税庁が7年1月から連携を開始できるよう所要のシステムを構築したが、同月からそのシステムを活用する予定の生命保険会社がなかった。

地方税制あり方検討会

### 地方法人課税の偏在是正を議論

第6回会合を開催した。前回までは主に道府県民税利子割における税収帰属の適正化に関する検討会は6日、

令和8年度税制改正に向けて、各府省庁からの要望事項が出揃う時期を迎える。ここ数年、大きな改正がないというのが印象だが、今回はどのようなものが出てくるのだろうか。当然のことだが、経済や社会の変化を踏まえた要望が出てくることだろう。★災害が頻発したときには、日本税理士会連合会などは災害対応税制を建議していたものだが、最近であれば例えば、これからの猛暑に対応した税制を、などという要望もあるかもしれない★しかし今回、何よりも注目されるのは、税制改正決定までのプロセスである。衆院だけでなく参院でも、議席が過半数割れした少数与党が、野党とどのように話し合いを進めていくのか。消費税はどうなるのか、「壁」をどうしていくのか。今後の動きに注目していきたい。(Y)



資料では、東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、東京と地方で行政サービスの格差が広がっているとして、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要などとしている。

ほう、そうきたか。というアイデアで、地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー **福助工業株式会社**

福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

【本社】〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190 TEL:0896-24-1111 FAX:0896-23-8745 http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

**カミ商事グループ**

**カミ商事株式会社**

取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号  
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

**愛媛製紙株式会社**

取締役社長 井川 和永

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地  
電話(〇八九六)二四一三三三〇

**日本興運株式会社**

取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号  
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

# 年収103万円を境に顕著な非対称

## 企業支給の配偶者手当等が影響か

### 内閣府がビッグデータ活用し「年収の壁」就業行動を分析

内閣府はこのほど、民間の給与計算代行サービスのデータ（ビッグデータ）を活用して、いわゆる「年収の壁」に対する労働者の就業行動や社会保険の適用拡大等の制度変更による労働者の就業行動の変化などの分析結果を公表した。それによると、所得税がかり始めるものの、本来は制度的に壁とはならない（壁を越えても手取りの逆転現象は起こらない）とされる年収103万円を境に、103万円未満の年収分布と103万円以上の年収分布で顕著な非対称がみられた。この点について内閣府は企業の支給する配偶者手当等の存在が影響している可能性があるとして指摘している。

男女別に令和4年の人の割合が高く、年比較すると、個々の労働者の年収・労働時間の壁は特に女性の就業行動に大きな影響を及ぼしている。また、年収103万円未満の労働者について、平成30年と令和4年の実際の労働時間を比べると、年収103万円を境に顕著な非対称がみられた。この点について内閣府は企業の支給する配偶者手当等の存在が影響している可能性があるとして指摘している。

の稼働者の勤務先企業が103万円を配偶者手当の所得制限の基準として設定していることや103万円や100万円といった一定の分りやすい金額を強く意識して働いていることが背景にあると推測している。

なお、7年度税制改正で、所得税の課税最低限は103万円から160万円に引き上げられており、同改正が今後の就業行動にどう影響するかが一部で注目されている。

### 源泉所得税改正のあらまし公表

国税庁はこのほど、日ウクライナ新租税条約関係の源泉所得税の改正のあらましを公表した。これは、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約」（新条約）が1日に発効し、源泉所得税改正のあらましを公表した。これは、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約」（新条約）が1日に発効し、源泉所得税改正のあらましを公表した。

### 配当など源泉地国課税を軽減・免除

国税庁はこのほど、日ウクライナ新租税条約関係の源泉所得税の改正のあらましを公表した。これは、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約」（新条約）が1日に発効し、源泉所得税改正のあらましを公表した。

著作者権 免税  
その他 10%

【改正後】  
・配当 15%

議決権保有割合25%以上・保有期間6月以上（法人が支払う配当のうち、その法人の課税所得の計算上控除される配当は、15%の限度税率が適用）  
その他 5%

・配当 15%

・配当 15%

政府受取等 免税  
金融機関受取、年金基金受取等 5%  
その他 10%

・使用料 5%

このほか、配当、利子及び使用料以外の所得も改正された。例えば、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務によって取得する報酬については、租税が免除される。

また、この短期滞在者免税の対象は、勤務によって取得する報酬のみとされ、自由職業の役員によって取得する報酬は免除の対象外となった。

【改正前】  
・配当 15%

・利子 免税  
政府受取等 免税  
その他 10%

・使用料 10%

このほか、配当、利子及び使用料以外の所得も改正された。例えば、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行う勤務によって取得する報酬については、租税が免除される。

また、この短期滞在者免税の対象は、勤務によって取得する報酬のみとされ、自由職業の役員によって取得する報酬は免除の対象外となった。

## 全問連 給付付き税額控除制度への改組を要望

### マイナンバー利用しプッシュ型の低所得者対策を

全国間税会総連合会は8日、財務省と国税庁に「令和8年度税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を提出し、また、20日に消費者庁に提出した。要望書では、軽減税率制度から「給付付き税額控除制度」への改組について、マイナンバー制度を利用したきめ細やかなプッシュ型

の低所得者対策を講じるよう求めている。また、インボイス制度に伴う中小事業者向けの負担緩和措置である8割控除の経過措置や2割特例の適用期限延長の検討のほか、8年11月に施行される「リファンド方式」への変更についての十分な周知などを要望した。

税に関する事項の主な内容は次の通り。

(1) 消費税の逆進性対策について、軽減税率制度に代えて、「給付付き税額控除制度」に改組し、マイナンバーを差し伸べるべき低所得者を的確に把握し、登録された公金受取口座に申請不要で支給するプッシュ型の給付を行うべきである。

(2) 仕入税額控除に関する中小事業者等への配慮措置のあり方については、その円滑な実施を図る観点から、さまざまな中小事業者等向けの負担緩和措置等が講じられた。これらのうち、8年度に適用期限の到来する8割控除の経過措置や2割特例については、インボイス制度導入後の実務の実態等を踏まえ、簡易課税制度が中小事業者の事務負担を軽減する観点から設けられている趣旨を十分に尊重し、できるだけ簡素な制度を維持すべきである。

(3) 簡易課税制度の簡素な仕組みの維持。今後、軽減税率の対象範囲が拡大されたこと、軽減税率と標準税率との税率の水準差が大きくなる等の場合に「リファンド方式」への変更について、免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

さらに、免税店や承認送信事業者の許可について、更新制の導入等により、許可された免税店や承認送信事業者の適正管理が行われるような措置を行うべきである。

精麦・精米・倉庫業(精麦部)  
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)  
出光昭和シェル特約店(石油部)  
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)  
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

## 阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号  
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263  
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875  
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137  
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603  
ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144  
建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678  
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

## 地域に拓き、貢献する 優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

## テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588  
TEL：026-245-0121（代表）



# 19歳22歳の被扶養者認定で年間収入要件を要

## 年金機構がQ&A 扶養認定日が10月以降で

日本年金機構は19日、従業員(厚生年金保険等の被保険者)が家族を被扶養者にするときの認定において、19歳から22歳までの者の年間収入要件を変更すると発表した。扶養認定日が令和7年10月1日以降の場合、年間収入が現行の130万円未満から150万円未満に引き上げられる。これは、7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳から22歳までの親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直し等が行われたことを踏まえたもの。同機構では、19歳から22歳までの者の被扶養者認定について年金Q&Aを公表しており、年齢要件の判定時点や扶養認定日をさかのぼる場合の取扱いなどを明らかにしている。

## 年齢は扶養認定年の12月31日時点で判定

被扶養者認定における年齢要件は現行、年間収入130万円未満(60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満)及び同居の場合には、収入が扶養者(被保険者)の収入の半分未満、別居の場合は収入が扶養者(被保険者)から10月1日以降で、扶養認定を受ける者が19歳未満となる。今回変更されるのは、扶養認定日が7年10月1日以降で、扶養認定を受ける者が19歳未満となる。19歳から22歳までであっても配偶者は対象外となる。

## 判断能力が回復しなくても保護の必要ななら法定後見を終了など

### 成年後見制度見直しの中間試案

高齢化の進展や単身世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に

対するニーズの増加・多様化が見込まれるとして、成年後見制度の見直しに向けた検討が進んでいる。法制審議会の民法(成年後見等関係)部会において中間試案が取りまとめられ、意見募集(パブリック・コメント)が行われた。今後、中間試案に対して寄せられた意見を踏まえ、同部会において、要綱案の取りまとめに向けた審議が予定されている。

成年後見制度に対する主な指摘としては、①利用動機の課題(例

えは、遺産分割)が解決しなくても、判断能力が回復しない限り利用を認めないこと、②本人の状況の変化に合わせた成年後見人の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない、③任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされないなどがある。

中間試案では①について、法定後見の開始において保護する必要を要件とする場合に

は、判断能力が回復したときでなくても、保護する必要がなくなるときの法定後見を終了する案などが示された。②については、現行法の解任事由がない場合であっても、本人の利益のために特に必要がある場合を念頭に、新たな解任事由を設ける案、③については、本人が任意後見契約の際に公正証書において指定した者に申立権を認める案が示された。そのほかに、成年後見人等の報酬について

外となり、学生であることは要件とはならない。年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定するとしており、具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから22歳までの場合(被保険者の配偶者を除く)は、現行の年間収入130万円未満が年間収入150万円未満に変わるという。

年齢要件(19歳から22歳まで)は、税制と同様に、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されている。例えば、扶養認定を受ける者が7年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、7年(暦年)における年間収入要件は150万円未満となる。

から22歳までの場合(被保険者の配偶者を除く)は、現行の年間収入130万円未満が年間収入150万円未満に変わるという。

## 「秘密結社 鷹の爪」と 財務省がコラボ動画

楽しく税の基本を学べる内容

財務省は19日、人に地球に優しい世界征服を企む秘密結社「鷹の爪」の活躍を描くアニメーション作品「秘密結社 鷹の爪」とのコラボ動画をYouTubeで公開した。コラボ動画は、税の仕組みをわかりやすく解説する全4話のアニメ「税とわたしの鷹の爪」。くすくすと笑える鷹の爪の世界観の中で、楽しく税の基本を学べる内容となっている。

主人公で赤いマスクがトレードマークの戦闘主任「吉田くん」と

に当たって成年後見人等が行った事務の内容などが考慮要素であることなどを明確にする案を引続き検討するとしている。

4話の内容は、第1章が「税って何?」、第2章が「税の種類」、第3章が「何に使われるの?」、第4章が「誰が決めるの?」となっている。

応募の締め切りは10月10日(必着)。詳しくは同協会ホームページなどで。

ニメ作品「秘密結社 鷹の爪」とのコラボ動画をYouTubeで公開した。コラボ動画は、税の仕組みをわかりやすく解説する全4話のアニメ「税とわたしの鷹の爪」。くすくすと笑える鷹の爪の世界観の中で、楽しく税の基本を学べる内容となっている。

団員たちの庇護者の存在である「総統」のコミカルな掛け合いを通じて、身近な税金の種類やその使い道、決定プロセスといった税の仕組みを解説している。

「誰が決めるの?」

応募の締め切りは10月10日(必着)。

「誰が決めるの?」

応募の締め切りは10月10日

「誰が決めるの?」

応募の締め切りは10月10日

応募の締め切りは10月10日

## 成年後見事務のガイドラインを改訂

税理士法改正を受けて税理士法人向けに

日本税理士会連合会(太田直樹会長)の成年後見支援センターはこのほど、税理士法人による成年後見事務に関するガイドラインを改訂した。令和4年3月の税理士法施行規則の改正により、税理

士法人の業務範囲が拡大され、同年4月1日以降、税理士法人は定款に定めるところにより、成年後見人等の事務を行うことができるようになった。これを

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

「誰が決めるの?」

給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番! アシドミルクPLUS

給食でおなじみ スタンダードヨーグルト コアコア

アレルギー 28品目不使用 アレルゲン

愛知ヨーグ株式会社

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141

名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911

小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-71-4911

四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911

三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911

福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151

熊本営業所 熊本県市南区日吉 2-1-41 ☎096-357-4911

鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 ☎099-229-4911

北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565

関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141

岐阜営業所 岐阜県稲穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911

京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911

長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

株式会社 マルエイ

代表取締役社長 澤田 栄一

本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101

http://www.maruei-gas.co.jp/

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

maruta

新しい物流サービスを創造していく service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町2番20号

TEL (052) 872-3311 FAX (052) 871-1531 URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL: 052-611-1151

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

55

筑波大学の教授になった頃(平成7年)、税務大学の要請で、中国および旧ソ連邦から来た研修生のために、日本の租税教育制度を講義したことがある。講義の後の質問で最も多かったのが相続税についてである。曰く、「なぜ、課税最低限が低いのか」、「最高税率70%は高過ぎないか」、「相続税が高くて子孫のために熱心に働けないのではないか」等々である。

これらの質問を聞きながら、筆者のほうこそ驚いた。「目の前にいる人たちは、社会主義の国から来た人たちなのに、彼らから見ても日本の相続税は重いのか」と苦笑させられた。俗に、「日本の相続税制は最も社会主義的だ」と言われていたが、社会主義の国の人たちから見ても、酷税ということになる。

その後、平成15年以降、最高税率は50%に引き下げられたものの、平成27年以降55%に引き上げられ、かつ、課税最低限(法定相続人が3人の場合)が、8000万円(基礎控除5000万円+法定相続人一人1000万円)から4800万円(同じく3000万円+同一人600万円)に引き下げられた。このような相続税制について、改めて冒頭に紹介した社会主義の国の人たちに感想を伺いたいものである。

このような税制改正については、一般には、資産の再分配機能を高めるためであると言われるが、果たして、その目的にかなっているのか、あるいはその目的自体が正しいのか、疑問が多いところである。

資産の再分配とはいえ、何十億、何百億の資産を有している人たちは、資産を海外に移すなど、「住所」を海外に移す方法で、とくに相続税対策に手を打っているはずである。そのため、相続税増税で被害を受けるのは、1億円前後の資産を有している人たちである。そして、そういう人たちは、一般に「金融資産が高齢者に偏在している」と批判の対象にもなっている。

しかし、彼らの言い分を代弁させていただと次のように言えるはずである。彼らの多くは戦後の「喰うや喰わず」の時代を過ごし、井沢八郎の「あゝ上野駅」を地で行くような経験をし、人の世話にはならず、自力で生き抜くことを目標とし、贅沢もせず、子どもたちには自分たちのような経験はさせたくない、と必死に働き蓄えてきた人たちである。

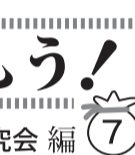
その結果、ある程度資産ができたとしても、老後を自力で生き抜いて行こうとすると、相当の資金を有することになる。筆者の近辺に最近有料老人ホームができたが、2人で1か月約100万円必要だということ。その隣に、公営の老人ホームがあり、費用はその半分程度であるが、その入居には厳しい制限が付けられており、現状では入れそうもない。

いざにしろ、前述の相続税の課税最低限の資産があったとしても、3〜4年程度しか老人ホームに入っていられないことになる。これでは、老後も、「人様の世話にならず、自力で生き抜く」という発想を押しつづけることにもなる。結局、若いころは、「生活を楽しめ、無理して貯金などはせず、老後は国に面倒を見てもらえばよい」という無責任な発想を助長することにもなる。そして、その国をだれが支えるのかと考えると、暗澹たる思いはする。

そうなるなら、たかだか数千円単位の財産に相続税を課税することが、「資産の再分配機能を強化する」という国家目標にかなうのであろうか。むしろ、国民の自力精神を歪め、国家の存続に支障を来たすことにならないであろうか。

そうは言っても、「相続税を減税すべきである」ということは、まず政治課題にはならない。政治家にとっては、「所得税減税」、「消費税減税」と言えは、次の選挙に有利になると考えても、「相続税減税」と言っても納税者の数が知れているから「票」にはならないのである。むしろ、庶民の反感を買うと心得ていることと思う。ならば、日頃、アメリカ税制を手本にしている租税専門家に期待したいところであるが、彼らも、アメリカの遺産税の課税最低限が約16億円であることを知っていても、「日本もせめてその一割程度にすべき」とは絶対に(?)言わない。なぜか?

## 相続税の課税最低限



### を讀もう!

## 地方税法

地方税研究会 編

### 住民基本台帳記載の場所が住所

記載なくとも住所があれば課税

### 個人住民税

今回は、個人住民税でよく問題とされる件について説明します。

#### (1)住所について

個人住民税は、賦課課税方式を採用しており、賦課期日(1月1日)現在、国内に住所を有する個人に対して均等割と所得割が課税されます(地法24①、294①)。住所とは生活の本拠であり(民法22条)、所得税における住所の取扱いと同じものです。しかし、住所について、個人住民税では、一義的には、住民基本台帳に記載された場所が住所地とされています(地法24②、294②)。住民基本台帳は、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもので、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などにより、住民の居住関係

を公証するとともに、選挙人名簿への登録、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護及び予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務処理のために利用されています。つまり、地方公共団体の行政サービスを行うための基礎資料ですから、住民票の記載、削除又は記載の修正について、市町村長に強い権限が与えられています(住基法8)。個人住民税は、地方公共団体の行政サービスを行う財源ですから、つまり住所地がどこにあるのかは極めて大切です。ただ、住民は必ずしもそのことを認識していないので、住所地が変わっても記載の届出がない場合が往々にしているのです。その場合には、「市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記載されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記載されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。」とする規定が用意されています(地法294③)。

#### (2)退職所得の分離課税

個人住民税の合計所得金額とは、純損失及び雑損失の繰越控除前の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます(地法22①十三、292①十三)が、その定義及び規定の仕方は所得税に同じです(所法2①三十イ(2))。ただし、その範囲は所得税と違っている部分があります。典型的には、一定の退職所得があります。所得税の源泉徴収義務がある退職所得については、ほかの所得と区分して、現年分離課税されます(地法50の2、328)。したがって、他の所得と損益通算はありません。ふるさと納税控除における特例控除の20%限度額を計算する際にも算入されません。個人住民税は前年所得課税なので、そもそも他の所得と合算して課税するのは無理な話です。現年分離課税とされているのは、退職金に対する個人住民税を翌年に課税すると、徴収するときすでに手元に現金がない場合が多いという事実に着目したことの理由によるものです。なお、源泉徴収義務がない退職所得については、原則どおり他の所得と合わせて総合課税されます。

いつの時代にも  
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業  
**吉村建設工業株式会社**

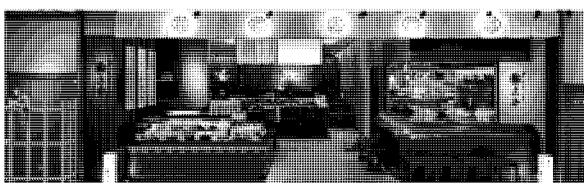
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135  
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359  
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



**土井忠ば漬本舗**

【本社】  
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41  
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317  
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》  
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



窯炊き立てごはん **土井**

大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい SUINA室町店  
DO PLUS ONE Kyoto

# NIPPLA

各種切断砥石



## 日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 **福田 祥司**

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

# 裁決事例集

251

## 裁決のポイント

超過差押えを禁止する国税徴収法第48条第1項の規定は、参加差押えには適用又は準用されないとした事例。

原処分庁が、審査請求人の滞納国税を徴収するため、請求人が所有する不動産について参加差押えをしたのに対し、請求人が、当該参加差押えは滞納国税を徴収するために必要な範囲を超えた違法な処分であるとして、その一部の取消しを求めた。国税不服審判所は、参加差押えは、先行する差押えが解除されない限り交付要求としての効力を有するにすぎず、先行する差押えが進行している限り滞納者に新たな負担を課すものではなく、交付要求及び参加差押えに超過差押えを禁止する国税徴収法第48条第1項の規定が準用されるとした規定もないから、本件参加差押えが滞納国税を徴収するために必要な範囲を超えた違法な処分ということができるとして、請求を棄却した(令和6年10月28日付、公表裁決)。

## 関係法令

① 国税徴収法第48条(超過差押え及び無益な差押の禁止)第1項は、国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない旨規定している。

② 国税徴収法第82条(交付要求の手続)第1項は、滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなればならない旨規定している。

③ 国税徴収法第86条(参加差押えの)

編集部編

## 参加差押えは納税者に新たな負担を課すものでなく、超過差押えの禁止規定は適用されず

手続第1項は、税務署長は、徴収法第47条の規定により差押えをすることができるときは、滞納者の財産で不動産につき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、徴収法第82条第1項の交付要求書に代えて参加差押書と、滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる旨規定している。

④ 国税徴収法第87条(参加差押えの効力)第1項第2号は、参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る不動産につき差押えがなされたときは、その参加差押えは、参加差押通知書が滞納者に送達された時に遡って差押えの効力を生ずる旨規定している。

## 事案の概要

原処分庁は、請求人が滞納国税を納期限の令和4年3月15日までに完納しなかったことから、督促年月日の4年5月17日に督促状を発送し、納付を督促した。

原処分庁は、請求人が所有する各不動産についてB税務署長が既に差押えをしていたところ、滞納国税を徴収するため、5年12月8日付で、徴収法第86条(参加差押えの手続)第1項の規定に基づき、B税務署長に参加差押書を交付して参加差押処分をし、同条第2項の規定に基づき、請求人にその旨を通知するとともに、同条第3項の規定に基づき、参加差押処分の登記を嘱託した。請求人は、参加差押処分のうち、各不動産に係る参加差押処分は取り消されるべきであるとして、参加差押処分の一部の取消しを求めて審査請求をした。

争点は、本件参加差押処分は本件滞納国税を徴収するために必要な範囲を超えた違法な処分か否か。

## 請求人の主張

本件各不動産の価額は、周辺地域における不動産の取引状況からすると、1坪当たり約〇〇〇〇〇円であり、滞納国税の金額を徴収するために必要な不動産の面

積は約100坪で足りるはずである。よって、本件参加差押処分は、滞納国税を徴収するために必要な範囲を超えた違法な処分であり、その必要な範囲を超えた部分に相当する財産である各不動産に係る参加差押処分は取り消されるべきである。

## 原処分庁の主張

徴収法第87条第1項の規定により、参加差押えは、先行の差押えが存在する限りにおいては差押えの執行機関に対する交付要求としての効力を有するにとどまる。そして、徴収法第48条第1項の規定は国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない旨規定しているところ、同項の規定は参加差押えに準用されないから、本件参加差押処分に適用されない。

## 審判所の判断

参加差押えは、滞納者の財産について既に強制換価手続である滞納処分による差押えがなされている場合に、その差押えをした行政機関等に対して交付要求をするものであり、その先行する差押えが解除されたときは、参加差押通知書が滞納者に送達された時に遡って差押えの効力が生ずるものであるから、参加差押えは先行する差押えが解除されない限り、その先行する差押えをした行政機関等に対して配当を求める交付要求としての効力を有するにすぎないといふべきである。

このような参加差押えの効力からすると、参加差押えは、強制換価手続である滞納処分による差押えが先行し、これが進行している限り、滞納者に処分制限等の新たな負担を課すものではないし、交付要求及び参加差押えの規定をみても、徴収法第48条第1項の規定が準用されることとした規定もないから、同項の規定は、参加差押えには適用または準用されない。したがって、本件参加差押処分には、超過差押えに係る規定は適用又は準用されないから、本件参加差押処分が滞納国税を徴収するために必要な範囲を超えた違法な処分といふことはできない。

## 注目の二冊

Q&A知っているのと役に立つ!!  
資産税の盲点と判断基準  
(四訂版)

笹島 修平 著

本書は、財産の相続・贈与・譲渡の各場面において、通常の課税関係とは異なる、誤りやすい注意すべきケースをQ&A形式で具体的な事例を用いて解説。税法はもろろん、その他関連法との関係や論点を横断的に解説し、各所に散在する類似する論点を比較できるように課税上の取扱いが異なる境界線とその判断基準を整理して体系的に分かりやすく記述。

第四版では、未分割財産に係る課税関係の論点並びに相続発生時の個人事業者のインボイス等の手続きを中心として、書面による贈与の否認事例、未分割財産の課税関係(相続税申告、適用できない相続税の特例、所得税申告、基準期間の課税売上高の計算)、分割協議が成立した時の対応(更正の請求の期限、加算税及び延滞税の特例、債務の負担者の確定)、個人事業主の相続時の手続き(青色申告承認申請等の届出書、適格請求書発行事業者の登録申請、簡易課税制度選択届出書)、相続で取得した資産の減価償却、の各論点を加えた。

A5判、430ページ。定価3520円(税込)。  
申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001)。



**Kihara**  
Electric Appliance & Systems

### 木原興業株式会社

本社  
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701  
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店  
大阪市・今治市

### なみを超えろ



## 檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25  
TEL. 0898-41-9147(代)  
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10  
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ  
総合建設業

**井原工業株式会社**  
代表取締役 井原 伸

**三星道路株式会社**  
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川  
4-2-18  
電話 (0896) 24-4435(代)



# おひとりさまの相続アドバイス

■(一社)おひとりさま相続 弁護士 馬場 充俊

7

## 「おひとりさま」への法的支援

「おひとりさま」の法的支援にあたって念頭におくべきこと

未婚率が上昇し、高齢化が加速、さらには1人暮らし世帯が増える中、困ったときに手助けしてくれる身近な人がいない「おひとりさま」が社会問題となっています。そして実は「おひとりさま」の定義自体も専門家の間ですら曖昧なものです。我々専門家が法的支援を検討する段階において次の4つのレイヤー(層)に区分しなければならぬものと考えております。それは、①子も配偶者もいるが独居している、②子はあるが配偶者はおらず独居している、③子どもはいるが配偶者がいるものの独居している、④子ども

契約」「財産管理契約」等様々なものが挙げられますが、まず上記4つのレイヤーに切り分けたいうで検討するとうまくいくでしょう。そして、検討を深めるためには継続的かつ双方向のコミュニケーションが必要になってくるため「ホームローヤー(高齢者等に継続的な法律支援を提供する弁護士)」のサービスも有効です。

## 「ホームローヤー」サービスの具体的な事例

Aさん(80代・女性)は一人暮らしで、夫は死別し、子どももいません。最近物忘れがひどくなり、また、物盗られ妄想をしてしまい、セキュリティ会社に契約しては何度も電話したり、警察にも「窃盗犯が入った」と実際とは異なる通報を何度もしていました。

## 「ホームローヤー」の利用も有効

も配偶者もおらず独居している、の4つです。順に見ていきたいと思えます。

まず、①と②はいずれも子がいるために相続対策を考えなければいけないレイヤーです。本人の自立意識が高い場合や子との関係が疎遠・複雑である場合があるために注意しなければなりません。また本人がもし後期高齢者だとすると相続対策を自らの意思で検討・準備するのが難しくなりますから相続人である子が主導する必要があります。支援専門家としても子とのコミュニケーションに特に注力すべきでしょう。

唯一姪っ子さんが面倒をみてくれていましたが遠方に住んでおり、日常的な見守りが困難でした。Aさんの不安や生活上の問題が増す中、ホームローヤー制度を利用することになりました。

ホームローヤーとなった私は、Aさんと姪っ子さんと定期的に面談を行い、契約書類の確認や、不要な取引の取消し交渉を代行。また、財産管理や成年後見制度の利用も検討し、公正証書による任意後見契約・遺言書・死後事務委任契約を締結。加えて、見守り契約や日常的な法的助言により、安心して暮らせる体制を整えました。

物盗られ妄想についても話を聞く機会を増やしたり、寄り添うこと、医療・介護関係者による支援関係を構築することで軽減していきました。

Aさんの財産をすべて管理・監督してしまうのではなく、ある程度自由に使えるお金を定期的にお渡しし、なるべく不自由感を軽減すること、本人に寄り添ったコミュニケーションに努めました。

次に、③は配偶者が施設入所しており本人が自宅で独居しているケースが主に想定されますが配偶者に先立たれてしまうと④に移行します。③と④のようなレイヤーは認知症や介護など将来の不安が大きいため支援専門家としては本人に寄り添ったコミュニケーションに注力すべきです。

法的支援の具体的手法として「遺言書」「成年後見制度」「死後事務委任

## 映画好きの税理士のひそひそ

■税理士 石本 力

初めて劇場でミュージカルを観たのは、劇団四季のキャッツでした。その後、ミュージカル映画の世界へと旅立ちました。

一口にミュージカル映画と言っても、さまざまな作品があります。私が思う代表作は…。

○名作ミュージカルを映画化した『レ・ミゼラブル』『オペラ座の怪人』『キャッツ』

○完全にオリジナルで製作され

## ミュージカル映画の世界

～歌唱力と演技力を兼ね備えた名優～

たミュージカル映画『アラジン』『グレイテスト・ショーマン』『メリー・ポピンズ』  
○アニメ作品・アニメ実写化のミュージカル映画『アナと雪の女王』『アラジン』『美女と野獣』  
今回は、これらの作品の中から2作品をお届けします。

### ①『アラジン』(実写版)

2019年6月公開

『アラビアン・ナイト』の物語をベースに、不思議なランプを手に入れた若者アラジンが自由に憧れる女王ジャスミンと出会い、それぞれの願いをかなえるため繰り広げる冒険を描いたディズニー・アニメの名作を実写化した作品。特筆すべきは、キャストリングの素晴らしさです。

アラジンを演じたメナ・マスードはエジプト生まれで身軽な風貌と雰囲気アラジンのイメージにピッタリでした。女王ジャスミン役のナオミ・スコットはロンドン出身。美しさと気品を兼ねながらも行動力溢れる女王を熱演しています。二人が魔法のジュエリーに乗ってデュエットする「ホール・ニュー・ワールド」に胸を熱くし、即ダウンロードしました。そして、魔法のランプから登場する魔人ジーニーを名優ウィル・スミスが、感動です。

②『アラ・ランド』  
2017年2月公開  
売れない女優(エマ・ストーン)とジャズピアニスト(ライアン・ゴスリング)の恋を、ゴージャスでロ

マンチックな歌とダンスで描いた作品。女優志望の主人公ミアを演じたエマ・ストーンは、アカデミー賞主演女優賞など数多くの賞を受賞しました。  
古き良きものをリスペクトした作品で、オープニングの渋滞中の路上で繰り広げられるダンスと歌のシーンが圧巻です。このシーンを観るだけでも価値ある作品だと思います。二人は、この渋滞中に最悪の出会いをしますが、その後再会し、微妙に気持ちが変わっていきます。その様子を軽快なタッチで描いていて、中でも、夕暮れのダンスシーンが秀逸で、懐かしさと優雅さを感じました。最後は微笑み合う二人。お互いの成功を讃えているかのようでした。

## 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 8月31日(日)

前回の答え **1,930** 万円

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5事務年度において相続税の実地調査が行われた件数になります。

答え = , , ,  件

ナンプレの予想難易度: 11

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 |   | 2 | 8 |   |   |   |
|   | 4 | 3 | 7 | 5 | 2 |   |
|   | 9 |   |   | 1 | 3 | 5 |
| B |   | 9 | A |   | 1 | D |
|   | 4 |   | C |   |   | 8 |
|   | 2 |   |   | 4 |   |   |
| 3 | 5 | 8 |   |   |   | 6 |
|   | 1 | 5 | 3 | 7 | 8 |   |
|   |   | 1 | 6 |   |   | 7 |

## TAX ナンバープレイス

## 真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



## 道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

大阪局

# 大阪関西万博で近畿産酒類をPR

## 彦谷局長が就任記者会見

財務省・国税庁の7月1日付の人事異動で大阪国税局長に就任した彦谷直克氏が7月29日、大阪市中央区の同局で就任記者会見を行ったII写真。

彦谷局長は、「大阪関西万博が開催され、盛り上がりを見せていくこのタイミングで、大阪国税局に勤務でき

## 調査・徴収事務を高度化・効率化

広島局の辻局長が会見

財務省・国税庁の7月1日付の人事異動で広島国税局長に就任した辻貴博氏は7月31日、広島市中区の同局で就任記者会見を行ったII写真。

辻局長はデジタル化の進展などに触れながら「e-Taxの利便性向上など、これまで以上に納税者目線に立ち、納税者サービスの向上に努めていく」と

・なおかつ氏の略歴  
平成2年大蔵省入省。17年、財務省主税局税制第二課企画調整室長。26年、財務省主計局主計官。令和4年、財務省理財局次長。5年、内閣官房内閣審議官。58歳。東京都出身。

## 「適正かつ公平な賦課・徴収を実現」

札幌局の山下局長が抱負

国税庁の7月10日付の人事異動で札幌国税局長に就任した山下和博氏は7月22日、札幌市中央区の札幌第二合同庁舎内で就任記者会見を行ったII写真。

会見で山下局長は、e-Taxやキャッシュレス納付の更なる普及に取り組みとともに、悪質な脱税や滞納事案に対しては、組織

## 納税者の理解と信頼を得る

金沢局の松代局長が抱負

国税庁の7月10日付の人事異動で金沢国税局長に就任した松代孝廣氏がこのほど、就任記者会見を行ったII写真。

松代局長は冒頭、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨で被災された方々について、税金の徴収の実

めて参りたいと抱負を語った。  
山下和博(やましたかずひろ)氏の略歴  
平成3年国税庁に入庁。東京国税局課税第一部長、国税庁長官官房参事官、東京国税局調査第一部長などを経て、令和6年7月から国税庁長官官房企画課長。56歳。奈良県出身。



また、昨年12月に伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録されたことを追い風に、「大阪関西万博やイベントで、近畿産酒類の

活用して、調査・徴収事務の高度化・効率化

の人事異動で金沢国税局長に就任した松代孝廣氏がこのほど、就任記者会見を行ったII写真。

また、税務行政のDXの推進について「日常使い慣れたスマートフォンなどのツールから簡単・便利に手続きを行うことができる環境構築を目指し、納税者目線」を大切に、マイナポータル連携やキャッシュレス納付への移行を加速させていく必要がある」と力強く抱負を語った。

### 9月10日開催 オンラインセミナー

## 貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱い

(アーカイブ配信あり)

取引先等からの返済が滞った場合、法人税や消費税の負担を考えると、その対応措置としては適用範囲や効果が限定的な貸倒引当金の計上よりは貸倒損失等の計上の可否が重要になってくるものと考えます。そこで、本セミナーでは、貸倒損失及び債権譲渡の税務上の取扱いについて、最新の参考法令等や判決例及び各種資料等を交えて解説します。

日時 2025年9月10日(水) 13:30~16:30  
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型(ライブ配信・アーカイブ配信での受講)  
アーカイブ配信は、9月10日(水)に収録したものを、後日録画配信コンテンツでご視聴できるものです。  
配信期間: 9月18日(木) 9:00~10月2日(木) 23:59

講師 税理士・中村慈美(なかむら・よしみ)氏  
国税庁課税部審理室係長、国税庁課税部審理室プロジェクトチーフを経て、平成10年税理士登録。一橋大学法科大学院非常勤講師、公益社団法人日本租税研究協会法人税研究会(通達等検討分科会)専門家委員、文京学院大学大学院特任教授等を務める。

受講料 1名につき 15,000円(税込・レジュメ代を含む)  
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。請求書等はお申込み後にお送りいたします。



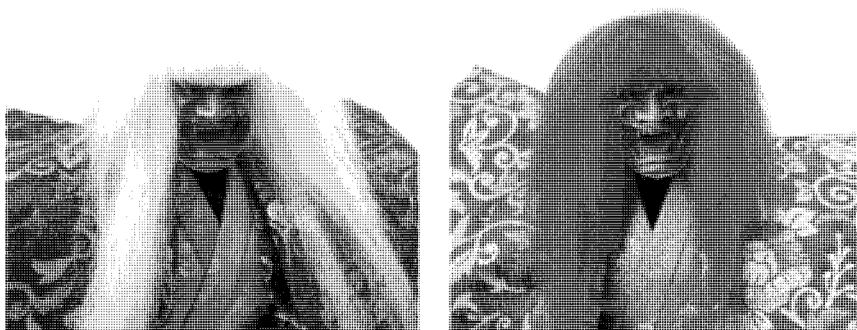
「作り手の心」  
「飲む楽しさ 食べる喜び」  
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。  
そのすべてをサポートします。



酒類・食品総合卸  
**コンタツ株式会社**

東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321  
https://www.kontatsu.co.jp  
https://www.issyusouden.com/



江戸時代の人形専門家 **人形の久月**

本店: 東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511  
支店: 大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180